

倫理的な労働・人身売買防止ポリシー

ポリシー番号	BPM-18
タイトル	倫理的な労働・人身売買防止ポリシー
施行日	2016年1月
更新日	2019年12月, 2022年4月

ポリシーステートメント

ラボラトリー・コーポレーション・オブ・アメリカ・ホールディングス及びその子会社（以下、総称して「ラボコープ」といいます）は、あらゆる連邦、州、現地、及び海外の適用法規を遵守して業務を遂行することに努めています。ラボコープは、この強い決意に基づき、ラボコープの従業員、役員、取締役、第三者による、あるいはラボコープの事業やサプライチェーンにおいて、人身売買、奴隷労働、隷属労働、強制労働、強制結婚、借金による束縛、違法な児童就労、性的搾取、及び／又はその他の違法又は非倫理的な労働慣行を含む現代奴隷を一切容認いたしません。

本ポリシーの適用範囲

本ポリシーは、ラボコープ及びその従業員、役員、取締役（以下、総称して「ラボコープ関係者」といいます）、並びにラボコープのために又はラボコープに代わって行動する販売業者及び代理人（以下、総称して「第三者」といいます）に適用されます。

目的

本ポリシーの目的は、反人身売買及び倫理的な労働に関する適用法を遵守するラボコープの責任を定めることです。

ラボコープでは、現代奴隷の防止、発見、削減、評価、教育、及び解決のためのコンプライアンス対策を導入しています。ラボコープが米国政府と締結した契約や米国政府の助成金による請負契約の一部には、特別な要件が適用されます。これらの契約・請負契約に適用されるコンプライアンス義務の概要については、ラボコープのイントラネットに掲載されている「[米国政府との契約における人身売買防止のためのコンプライアンス・プラン](#)」を参照してください。

ラボコープは毎年、「現代の奴隷労働および人身売買の撲滅宣言」を公表しています。これは www.labcorp.com/combating-modern-slavery で閲覧することができます。

本書は電子的に管理されています。ハードコピーを使用する際は、必ず MCQS 内の最新の電子バージョンと照合してから使用してください。本書に記載する情報には、ラボラトリー・コーポレーション・オブ・アメリカ・ホールディングスの専有情報が含まれており、極秘扱いで受領者に提供されます。本書及び本書に含まれる情報のいずれについても（その一部又は全てにおいて）、いかなる目的であっても、ラボラトリー・コーポレーション・オブ・アメリカ・ホールディングスの書面による明示的な事前承認を得ることなく公表、複製、配布、開示、適用、使用（いずれの場合もその形態や手段を問いません）してはならず、また、いかなる形態や手段によっても他の者に閲覧やアクセスを許可してはなりません。

定義

1. **適用法** – 2015年英国現代奴隷法、米国連邦調達規則、米国カリフォルニア州サプライチェーン透明法、2018年オーストラリア現代奴隷法、並びに現代奴隷に対処するための同様の法律。
2. **強制労働** – 脅迫や罰則により意図的に犠牲者の作業、労働、又は役務が提供又は搾取され、犠牲者は意思に反して労働させられるか、労働を自由に止めることができない、あるいは職場を自由に去ることができない状態であること。脅迫には犠牲者又は他の者への危害や身体的拘束が含まれる。強制労働には借金による束縛、奴隷労働、隷属労働が含まれる。
3. **人身売買** - 性的搾取、強制労働、強制結婚、隷属労働、奴隷労働、及び／又は類似の屈辱的、侮辱的、搾取的な慣行、又は臓器摘出など、搾取を目的として、脅迫、暴力、強制、拉致、詐欺、策略、権力乱用、又は(犠牲者を支配している)人物の同意を得るための金銭や恩恵の供与や受領などの手段により、犠牲者の募集、移送、隠匿、及び／又は受け入れを行うこと、又はその試み。
4. **違法な労働慣行** – 商品及び／又はサービスが提供される国において違法となる労働慣行を意味する。これには、雇用、最低賃金、差別に関する法規、及び類似した法規の違反が含まれる。
5. **現代奴隷** – 人身売買、奴隷労働、隷属労働、強制労働、強制結婚、借金による束縛、違法な児童就労、違法、又は非倫理的な労働慣行を意味する。
6. **ラボコープ関係者** – ラボコープの従業員、役員、及び取締役。
7. **レッドフラッグ** – 実際のリスク又は潜在的なリスクの指標。レッドフラッグは様々な形態で生じ、その特定には詳細なレビューを必要とする。レッドフラッグの例は別紙1に記載する。
8. **性的搾取** – 犠牲者を性的に搾取することにより金銭的、社会的、又は政治的な利益を得るなど、性的目的で脆弱な立場、力の格差、相手の信頼を悪用すること、又はその試み。これには、売春、取り引きの性交、その他の屈辱的、侮辱的、搾取的な言動、人身売買、及び性的虐待が含まれる。
9. **奴隷労働** – 反則者が犠牲者を私的に所有する権利を行使している状況を意味する。これには、犠牲者を購入対象として取り扱う権利や犠牲者の労働力を節度なく利用することが含まれる。
10. **第三者** – 本ポリシーでは、代理人、コンサルタント、下請業者(ラボコープに代わって、又はラボコープに商品やサービスを提供)、ベンダー(ラボコープに商品やサービスを提供)、販売業者、仲介業者、流通業者、及びその各々の従業員、又はラボコープに代わって、もしくはラボコープに商品やサービスを提供するその他の個人や事業体を意味する。
11. **非倫理的な労働慣行** – 商品及び／又はサービスが提供される国において、法律に定められているか否かを問わず、望ましくないか有害であるとみなされる労働慣行、あるいはラボコープの「*倫理行動規範*」に反する労働慣行。これには、従業員に対する募集手数料の請求、嫌がらせ、威嚇、及び危険な作業／生活環境が含まれる。
12. **違法な児童就労** - その性質又は危険な条件によって児童の心身の健康又は道徳的な健全性を危険にさらす労働、あるいは児童から幼児期、教育、可能性、尊厳を剥奪して心身の発達に害を及ぼす労働、あるいは児童の人身売買、借金による束縛、奴隷労働、隷属労働、強制労働を意味する。

禁止事項、違反、及び懲戒処分

ラボコープ関係者と第三者は現代奴隷に従事してはなりません。

ラボコープ関係者又は第三者が本ポリシーに違反した場合、他の者による違反の証拠を隠蔽又は破棄した場合、あるいは違反調査において情報を提供しないか協力を拒否した場合、解雇や契約関係の解除を含む適切な懲戒処分の対象となり、さらに民事及び／又は刑事訴訟手続きと懲罰の対象となる場合もあります。「*内部調査実施ポリシー*」(BPM-13)及び「*記録保管・廃棄ポリシー及び記録保管基準表*」(BPM-21)を参照してください。

現代奴隷のリスク

ラボコープは、自社の事業やサプライチェーン(業界、製品・サービス、地理、事業体)における現代奴隷慣行のリスクを特定して管理し、リスク評価を行った上で防止対策に取り組んでいます。現代奴隷デューデリジェンスを選定カテゴリの第三者に対して実施し、レッドフラッグに関しては適切な契約条項を盛り込むことにより軽減を図っています。また、選定した従業員及び第三者に対して現代奴隷リスクの意識を高める研修を行うほか、第三者にラボコープの「サプライヤー行動規範」を遵守するよう求めています。ラボコープはさらに、こうした対策の効果について、適切なKPIを使用して定量的及び定性的評価を行っています。

不遵守の疑いの報告

ラボコープ関係者は、自身に対して、又は他の者(インターン、清掃員、独立コンサルタントなどの契約労働者を含む)に対して、及び／又はラボコープの事業やサプライチェーンにおいて、現代奴隷や本ポリシー・適用法の違反に気が付いた場合、又はその疑いがある場合、これを報告する義務を負います。

ラボコープ関係者は、現代奴隷のレッドフラッグについて理解し、発見した場合には適切な報告手段を用いて報告しなくてはなりません。報告が行われた場合、詳細なレビュー及び／又は調査が行われます。レッドフラッグは実際の又は潜在的なリスクの指標であり、様々な形で現れます。レッドフラッグの例は、本ポリシーの別紙1に記載されています。

ラボコープは、ラボコープの倫理行動規範やポリシー、法規の違反もしくはその疑いを善意で報告する、苦情を申し立てる、又は調査や懲戒手続きを支援する個人又は事業体に対し、(直接・間接を問わず)いかなる報復を行うことも禁止しています。

従業員は懸念事項を以下の者に直接報告することができます：

1. 直属の上司又は監督者
2. 所属部門／地域の経営陣
3. コンプライアンス連絡担当者及び／又はコンプライアンス・オフィサー
4. 人事部、コーポレート・コンプライアンス部、法務部などの社内リソース
5. チーフ・コンプライアンス・オフィサー
6. ラボコープ・アクションライン (labcorp.ethicspoint.com) (「アクションライン・ポリシー」(BPM-10) 及び「フランス向け内部通報ポリシー」(BPM 10.1)を参照)

その他の参考文献

ラボコープの「米国政府との契約における人身売買防止のためのコンプライアンス・プラン」はラボコープのイントラネットに掲載されています。

米国反人身売買及び強制労働イニシアティブに関する情報は、米国国務省「人身売買監視・撲滅事務局」(Department of State's Office to Monitor and Combat Trafficking in Persons)のウェブサイトに掲載されています：

<https://www.state.gov/bureaus-offices/under-secretary-for-civilian-security-democracy-and-humanrights/office-to-monitor-and-combat-trafficking-in-persons/>

2015年英国現代奴隷法の詳細については<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2015/30/contents>、2018年オーストラリア現代奴隷法については、<https://www.legislation.gov.au/Details/C2018A00153>を参照してください。

強制労働撲滅に向けたグローバルな取り組みの事例として、以下の広く批准された国際労働機関(ILO)の2条約が挙げられます：[1930年の強制労働条約\(第29号\)](#)及び[1957年の強制労働廃止条約\(第105号\)](#)

教育研修及びモニタリング

ラボコープは、ラボコープ関係者を対象とする継続的な教育・研修プログラム及び本ポリシーの遵守状況を積極的にモニタリングするためのプログラムを導入・実施しています。ラボコープ関係者は、「必須コンプライアンス研修ポリシー」(BPM-20)を遵守するため、全ての必須教育・研修セッション及び手順に参加することが求められます。

コーポレート・コンプライアンス部によるレビュー、承認、支援

本ポリシーの例外、変更又は逸脱はすべて、コーポレート・コンプライアンス部のレビュー及び承認を受けなければなりません。コーポレート・コンプライアンス部及び法務部は、本ポリシーに関する疑問点に回答するとともに、従業員に支援や助言を提供します。特定の用語、状況又は問題点について質問がある場合、コーポレート・コンプライアンス部又は法務部に送付して支援や助言を求めることができます。

コーポレート・コンプライアンス委員会の承認:2022年4月18日議事録

添付資料1

レッドフラッグ:

1. 調査及び有罪判決

- 第三者、その取締役、役員、従業員、又は関係者が、現代奴隷犯罪の有罪判決を受けている。
- 第三者は、マネーロンダリング、脱税、又は現代奴隷を示す異常又は説明のつかない商取引又は支払の有罪判決を受けている。
- 第三者は、正当な理由なく、過去における現代奴隷法及び／又は適用法の遵守を保証することを拒否している。
- 第三者は、現代奴隷犯罪に関連して、政府及び／又は規制当局による調査、照会及び／又は執行手続の対象となっている。
- 第三者は、非倫理的又は違法な労働慣行又は現代奴隷の懸念に関する法的措置（民法や雇用法など）の対象となっている。

2. 法令遵守

- 第三者は、第三者がラボコープに商品及び／又はサービスを提供する予定の現地において、最低賃金に関する現地法の要件を遵守していない。
- 第三者は、第三者がラボコープに商品及び／又はサービスを提供する予定の現地において、児童就労に関する現地法の要件を遵守していない。
- 第三者は、募集が行われた国の現地労働法に従わない人材採用業者を使用している。

3. 現代奴隷活動

- 第三者は、脅迫又は罰則を使用して、男性、女性、及び子供のサービスを使用又は提供している。
- 第三者は、強制労働、借金による束縛、奴隷労働、又は隷属労働に関与している。
- 第三者は、人身売買に関与している。
- 第三者は、児童の身体的、精神的、又は道徳的な健全性を危険にさらす児童就労に関与している。
- 第三者は、商業的な性的活動又は搾取に関与している。
- 第三者のスタッフの健康状態が明らかに損なわれている（栄養失調や不潔な様子、身体的又は性的虐待の兆候が見られるなど）。
- 第三者のスタッフに、精神的不健康又は異常行動（恐怖、不安、うつ状態、屈従、被害妄想など）が見られる。
- 第三者は、正当な説明なく、市場価格以下の労働サービスを提供、又はその提案をしている。
- 第三者のスタッフは賃金未払いであるか、非常に低い又は最低賃金以下の賃金が支払われている。
- 第三者は、その従業員又は業務受託者に対して、採用手数料又は同様の非倫理的及び／又は違法な手数料を請求するか、又はこれらの手数料あるいは同様のものを請求する人材採用業者を使用している。
- 第三者は、従業員の身分証明書（パスポートや運転免許証など）を破棄、隠匿、没収している、又は従業員がそれらにアクセスすることを拒否している。
- 第三者は、基準に満たない宿泊設備（過密、劣悪な状態、暖房、電気、水道、空気の状態、トイレ、入浴施設の利用が制限されているなど）を提供又は手配している、又はそれらの宿泊施設が国際金融公社の労働者宿泊施設基準に概説されている最低基準、受け入れ国の基準、及び／又は一般的な安全基

準を満たしていない。

- 第三者は、従業員の採用プロセス又は雇用の申し出において虚偽的、詐欺的、又は誤解を招くような慣行を行っている(従業員が理解できる形式及び言語を用いて基本的な情報を伝えていないなど)、又は採用プロセスにおいて雇用契約の重要な条件(賃金及び福利厚生、勤務場所、住宅や生活状態、従業員に請求される多額のコスト、仕事に伴う危険性など)に関する重大な不実表示を行っている。
- 第三者のスタッフの労働条件は、健康と安全に関する配慮がほとんど又は全くない劣悪な条件である。
- 第三者のスタッフは、自分の意思で到着及び退出することができない(移動の自由が無いなど)。
- 第三者は、従業員が出身国を出発する少なくとも5日前までに、(法律又は契約により義務付けられている否かを問わず)従業員の母語で、書面による雇用契約、就職同意書、又は類似の文書を提供することを怠っている。
- 第三者のスタッフには未成年者が含まれている。
- 第三者は、ラボコープとの契約の履行を目的として入国させた従業員に対して(雇用終了時に)帰国費用を提供又は実費支給することを怠っている。

4. 第三者の反人身売買コンプライアンス・プログラム

- 第三者は、ラボコープの反人身売買デューデリジェンスのプロセス、問い合わせ、又は監査に協力しない、又はそれらに関する質問への回答を拒否している。
- 第三者は、それ自身のサプライチェーンに現代奴隷が存在していないか確認するための、サプライヤー、業務受託者、請負業者、及びその他の商品及び／又はサービス提供者に対するデューデリジェンス手順を実施していない。
- 第三者は、自社の事業及び／又はサプライチェーン内のリスク評価(サプライチェーンのマッピング、製品及びサービス調達先の国の評価、これらの国やサプライヤーからの調達に伴うリスクの評価など)を完了していない。
- 第三者は、その事業及びサプライヤーについての独立した抜き打ち監査を実施していない。
- 第三者は、定められた監査プログラムを整備していない、及び／又は監査プログラムに人員の募集源の監査(海外労働仲介業者や代理人など)を含めていない。
- 第三者の契約は、現代奴隷に関してサプライヤーに対する標準条件を記載していない。
- 第三者は、サプライヤー行動規範、及び自身が使用する他の第三者による標準条件の不遵守を管理・是正するポリシー及び／又は手順を定めていない。
- 反人身売買に関する質問票の、第三者に関連する重要情報が開示されていないか、欠落している。
- 第三者は、自身が使用する他の第三者に対して、すべての商品及び／又はサービスが適用法を遵守して調達、処理、及び製造されたことを証明するよう要求していない。
- 第三者は、自身が第三者と協力することを開示しているが、それらの第三者の身元を明らかにしていない。
- 第三者は、現代奴隷対策を定めた書面によるポリシーを導入していない。
- 第三者の従業員(特に、サプライチェーン管理担当者、及びラボコープへの商品及び／又はサービス供給担当者)が、サプライチェーンにおける現代奴隷、レッドフラッグを特定する方法、懸念を報告する方法、リスクを軽減する方法を理解するためのトレーニングを受けていない。
- 第三者は、従業員及びその他の者に対して、現代奴隷の懸念を報告するための内密の内部通報ホットラインを提供していない。
- 第三者は、ラボコープの「倫理的な労働・人身売買防止ポリシー」(BPM-18)の内容に同意していない。
- 第三者の主要従業員は、ラボコープの反人身売買に関するオンライントレーニングを受講することを拒否している。
- 第三者は、反現代奴隷の啓蒙ポスターを職場に掲示していない。

5. その他

- 第三者は、普通ではない会社組織又は事業構造を有している。
- 第三者は、世界奴隷指標(又は類似の指数)において高リスクと特定されている国、又は現代奴隷活動が広く行われている国において、商品及び／又はサービスを提供している。
- 第三者がラボコープに提供する商品及び／又はサービスに関して、契約が締結されていない。
- 第三者は、自身が商品及び／又はサービスを提供する地域外での支払を要求している。
- 第三者は、異なる個人又は事業体に対して支払を行うよう要求している。
- 第三者(特に中小規模の会社の場合)は、自身の財務勘定を維持していない。
- 第三者に対して、悪いメディア評価、性的嫌がらせや性的不祥事に関する訴訟又は調査結果がある。
- 複数の評判調査において、第三者が低く評価されている。